

山口芸術短期大学学則

目 次

- 第1章 総 則 (第1条―第4条)
- 第2章 職員組織 (第5条)
- 第3章 運営組織 (第6条―第7条)
- 第4章 学科、修業年限、在学期間及び学生定員 (第9条―第12条)
- 第5章 学年、学期、授業期間及び休業日 (第13条―第15条)
- 第6章 授業科目及び単位数 (第16条)
- 第7章 履修方法及び卒業等 (第17条―第26条)
- 第8章 免許状及び資格の取得 (第27条―第28条)
- 第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生 (第29条―第31条)
- 第10章 入学、転入学、再入学、退学、転学、留学、休学及び除籍 (第32条―第43条)
- 第11章 授業料、入学金、入学検定料、その他納付金及び保証人 (第44条―第50条)
- 第12章 賞 罰 (第51条―第52条)
- 第13章 専攻科 (第53条―第61条)
- 第14章 委託生及び研究生 (第62条―第63条)
- 第15章 附属施設 (第64条―第64条の2)
- 第16章 厚生保健施設 (第65条)
- 第17章 公開講座 (第66条)
- 第18章 雑 則 (第67条)
- 附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 山口芸術短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力の育成、並びに芸術文化の修得により、人間味豊かな格調の高い人格の育成を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の維持向上に資するため、前条の目的及び社会的使命を果たすとともに、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検、評価項目の設定及び実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の組織的な研修及び研究については、別に定める。

(名称及び位置)

第4条 本学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口芸術短期大学	山口県山口市小郡みらい町一丁目7番1号

第2章 職員組織

(職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として、適切と認められる場合には、講師又は助教を置くことができる。

2 前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

第3章 運営組織

(運営委員会)

第6条 本学に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、大学運営の基本方針並びに理事会への上程事項を審議する。

3 運営委員会に関する事項は、理事長が別に定める。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学科、修業年限、在学期間及び学生定員

(学科)

第9条 本学に芸術表現学科及び保育学科を置く。

(教育研究上の目的)

第9条の2 前条の学科における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的は、次のとおりとする。

- (1) 芸術表現学科は、芸術によって育まれた豊かな感性と創造性を礎として、広い視野で変化に適応し、地域社会で活躍できる人材の育成を目的とする。
- (2) 保育学科は、芸術によって育まれた豊かな感性と創造性を礎として、課題解決に主体的に取り組み、地域社会から真に求められる保育者の養成を目的とする。

(修業年限)

第10条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第11条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学生定員)

第12条 学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
芸術表現学科	40	80
保 育 学 科	100	200
計	140	280

第5章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び創立記念日)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 創立記念日は11月11日とする。

(学期及び授業期間)

第14条 学年は、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める日
- (3) 夏季休業 8月10日から9月23日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定め、若しくは休業日に授業を行わせることがある。

第6章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第16条 各学科の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分し、その授業科目及び単位数はそれぞれ別表1に掲げるとおりとする。

第7章 履修方法及び卒業等

(単位計算基準)

第17条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録)

第18条 学生は、毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。
- 3 大学は、学生が十分な学修効果をあげるため、1年間又は1学期に登録する履修科目数について、適切な指導をしなくてはならない。
- 4 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。
- 5 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認める場合がある。

(単位の認定)

第19条 学生が授業科目を履修した場合には、試験等の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 試験等の成績評価は、S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点) 及びD (60点未満) をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- 3 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という。) を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第20条第2項により当該短期大学又は大学において修得したものとみなす単位数と合わせる場合は、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業をする学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(専攻科授業科目の履修)

第23条の2 学生が、本学専攻科に進学を志望し、所属学科が教育上有益と認めるときは、学長の許可を得て、当該専攻科の授業科目を履修することができる。

2 学生が、本学専攻科の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、第10条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し62単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第25条 学長は、所定の修業年限を終え別表1に掲げる単位数に従い、前条に規定する単位以上修得した者について、卒業を認定する。

(学位の授与)

第26条 学長は、前条で卒業を認定された者に、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 免許状及び資格の取得

(免許状の取得)

第27条 教育職員の免許状を受けようとする者は、前条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類
保育学科	幼稚園教諭二種免許状

(資格の取得)

第28条 保育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、第24条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所要の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の履修した科目は、第19条の規定により単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 他の短期大学、高等専門学校又は大学の学生で、当該大学間若しくは複数の大学との間の協定又は協議に基づき、本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第31条 外国人で、大学等における教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第10章 入学、転入学、再入学、退学、転学、留学、休学及び除籍

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第33条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大

学入学資格検定に合格した者を含む。)

- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18才に達した者

(入学の出願)

第34条 入学志願者は、本学所定の入学願書及びその他の書類に、入学検定料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第35条 前条の入学志願者については、選考の上、学長が合格者を決定する。

(入学の手続き及び入学許可)

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及びその他必要な書類を提出するとともに、所定の入学金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消)

第37条 学長は、正当な理由がなく、前条の手続きを行わないときは、入学の許可を取消することがある。

(転入学)

第38条 他の短期大学に在学している者が、本学に転入学を志願するときは、学長は、選考の上、これを許可することがある。

- 2 転入学の手続については、第35条の規定を準用する。

(再入学)

第39条 本学を第40条の規定により退学した者又は第43条第3号に規定により除籍された者が当該退学又は除籍後2年以内に同学科に再入学を願出たときは、学長は、選考の上、許可することがある。

(退学及び転学)

第40条 学生が退学し又は他の大学に入学又は転学しようとする学生は、書面をもって保証人連署の上願出、その許可を受けなければならない。

(留学)

第41条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に含めることができる。
3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第42条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学期間は、前期、後期若しくは1年とする。
3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
4 休学期間は、在学期間に算入する。修業年限には算入しない。
5 休学者が復学する場合は、保証人連署の上、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第11条に規定する在学期間を超えた者

- (2) 成業の見込みがないと認められる者
- (3) 授業料及びその他納付金の納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたり修業の意思がないと認められる者

第11章 授業料、入学金、入学検定料、その他納付金及び保証人

(授業料、入学金及び入学検定料)

第44条 授業料、入学金及び入学検定料（以下「授業料等」という。）の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず長期履修学生は、卒業時まで、2か年分の授業料を納入する。

(その他納付金)

第45条 前条に規定するもののほか、施設設備に要する費用、実験実習に要する費用その他教育に必要な費用（以下「その他納付金」という。）は、別表3のとおりとする。

(納付期日等)

第46条 学生は、授業料等及びその他納付金を定められた期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免の対象者の認定を申請した学生には、別に定める規定により、授業料の納付を猶予することがある。

3 一旦納付した授業料等及びその他納付金は、返還しない。ただし、別に定める規定により、授業料等及びその他納付金を返還することがある。

(授業料及びその他納付金の分納、延納)

第47条 授業料及びその他納付金は、所定の手続きを経て分納又は延納することができる。

2 分納及び延納に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料及びその他納付金の滞納)

第48条 授業料及びその他納付金を滞納している者の単位は、認定しない。

2 授業料及びその他納付金の滞納に関する必要な事項は、別に定める。

(保証人)

第49条 保証人は、保護者又はこれに準ずる者であって、当該学生の在学中における一切の事項に関し連帯して責任を負うものとする。

(保証人の変更等)

第50条 保証人に変更が生じた場合は、速かに届出なければならない。

第12章 賞 罰

(表彰)

第51条 本学において研究その他の業績の顕著な学生に対して、学長は適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第52条 本学の規則に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為があったときは、別に定めるところにより学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項に規定する停学の期間は、第10条に規定する修業年限に参入せず、第11条に規定する在学期間に参入する

第13章 専攻科

(設置及び入学定員)

第53条 本学に設置する専攻科並びに学生定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員
デザイン専攻	10

(目的)

第54条 専攻科は、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(入学資格)

第55条 専攻科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学を卒業した者及び高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程を修了した者で短期大学に編入できるもの
- (3) 外国において、学校教育における14年（又は15年）の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年（又は15年）の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(修業年限及び在学期間)

第56条 専攻科の修業年限及び在学することのできる期間は次のとおりとする。

専攻科	修業年限	在学期間
デザイン専攻	1年	2年

(授業科目及び単位数)

第57条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表4のとおりとする。

(単位の修得)

第58条 専攻科に1年以上在学し、前条に規定する授業科目について、20単位以上を修得するものとする。

(修了証書の授与)

第59条 学長は、所定の修業年限を終え、別表4に掲げる単位数に従い、前条に規定する単位以上を修得した者については、修了証書を授与する。

(授業料等及びその他納付金)

第60条 専攻科の授業料等及びその他納付金は、別表5のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず本学卒業者については、入学金を免除する。

3 学生は、授業料等及びその他納付金を定められた期日までに納付しなければならない。

(その他)

第61条 専攻科に関し、本章に定めるもののほか、本学学則を準用する。

第14章 委託生及び研究生

(委託生)

第62条 公共機関その他から委託生として入学の申出があったときは、別に定めるところにより、学長は、入学を許可することがある。

(研究生)

第63条 本学の卒業生で第16条に規定する専門教育科目に関連した学術の研究を願ひ出る者があるときは、本学の教授研究に妨げのない場合に限り、別に定めるところにより、研究生として研究させることができる。

第15章 附属施設

(図書館)

第64条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(教育研究施設)

第64条の2 本学に前条のほかに教育研究施設を置くことができる。

2 各教育研究施設に関する必要な事項は、別に定める。

第16章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第65条 本学に厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健施設に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第66条 本学は必要に応じて公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第18章 雑 則

(その他)

第67条 この学則の改正は、理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

- 2 昭和45年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

- 2 昭和47年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

- 2 昭和49年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 昭和50年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 昭和51年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 昭和53年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 昭和55年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

- 2 昭和57年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

- 2 昭和58年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 昭和59年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する

- 2 第5条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

区 分		昭和61年度		昭和62年度～昭和74年度		昭和75年度	
		入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
音楽科	器楽専攻	100	170	100	200	70	170
	声楽専攻	30	60	30	60	30	60
生活芸術科		120	220	120	240	100	220
幼児教育科		50	100	50	100	50	100
計		300	550	300	600	250	550

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 昭和61年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

- 2 昭和63年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 平成元年度から2年度において幼児教育科の総定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成元年度 130人

平成2年度 160人

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 平成2年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 平成4年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 平成5年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 平成6年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 平成7年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 平成8年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 平成9年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 平成10年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 平成11年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度から平成12年度において保育学科の総定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成11年度 190人

平成12年度 220人

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度から平成12年度において音楽学科の総定員は、第5条の規定にかかわらず、

次のとおりとする。

平成11年度 170人

平成12年度 140人

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 平成12年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度から平成15年度において各学科の総定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	音楽学科	芸術文化学科	保育学科
平成14年度	120人	180人	260人
平成15年度	100人	160人	300人

- 2 前項の総定員のうち保育学科については、次のとおりとする。

学科名	養成区分	平成14年度	平成15年度
保育学科	保育士幼稚園教諭	220人	220人
	介護福祉士	40人	80人

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 平成14年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、第7条及び第8条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成15年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度から平成18年度において各学科の総定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	音楽学科	芸術文化学科	保育学科
平成17年度	100人	130人	300人
平成18年度	100人	100人	300人

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。ただし、第2条・第15条においては平成18年1月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度から平成20年度において各学科の総定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	音楽学科	芸術文化学科	保育学科
-----	------	--------	------

平成 19 年度	90 人	100 人	270 人
平成 20 年度	80 人	100 人	240 人

- 2 前項の総定員のうち保育学科については、次のとおりとする。

学科名	養成区分	平成 19 年度	平成 20 年度
保育学科	保育士幼稚園教諭	210 人	200 人
	介護福祉士	60 人	40 人

- 3 平成 19 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 20 年度から平成 21 年度において各学科の総定員は、第 5 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	音楽学科	デザインアート学科	保育学科
平成 20 年度	80 人	100 人	240 人
平成 21 年度	80 人	90 人	240 人

- 3 平成 21 年度から専攻科幼児教育専攻の募集を停止する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 22 年度において各学科の総定員は、第 5 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	芸術表現学科	音楽学科	デザインアート学科	保育学科
平成 22 年度	80 人	40 人	40 人	240 人

- 2 平成 22 年度から音楽学科及びデザインアート学科の募集を停止する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表 1 については、平成 23 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

- 2 音楽学科及びデザインアート学科は、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの本学の収容定員は、第 12 条の規定にかかわらず、次のとおりと

する。

学 科	年 度	収容定員
芸術表現学科	平成 28 年度	150
保育学科		240
計		390
芸術表現学科	平成 29 年度	140
保育学科		240
計		380

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。
- 3 令和 3 年度から令和 4 年度までの本学の収容定員は、第 12 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	年 度	収容定員
芸術表現学科	令和 3 年度	110
保育学科		220
計		330
芸術表現学科	令和 4 年度	80
保育学科		200
計		280

- 4 前項の総定員のうち保育学科については、次のとおりとする。

学科名	養成区分	令和 3 年度	令和 4 年度
保育学科	保育士	200 人	200 人
	介護福祉士	20 人	—

- 5 令和 3 年度から介護福祉士養成の募集を停止する。
- 6 令和 3 年度から音楽専攻及びデザインアート専攻の募集を停止する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。
- 3 令和5年度から芸術表現専攻の募集を停止する。

別表1（第16条関係）

芸術表現学科

区分	授 業 科 目	単位数		区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択			必修	選択
教養教育科目	郷土史	2		専門教育科目	インターンシップⅡ		2
	体育		1		地域課題解決演習Ⅰ（PBL）		2
	文学		2		地域課題解決演習Ⅱ（PBL）		2
	知的財産法入門	2			基礎描写Ⅰ		1
	美術概論		2		基礎描写Ⅱ		1
	現代社会考察		2		基礎デザインⅠ（色彩構成）		1
	暮らしと法		2		基礎デザインⅡ（平面構成）		1
	暮らしのなかの科学		2		基礎デザインⅢ（平面構成）		1
	英語コミュニケーションⅠ		2		基礎デザインⅣ（立体構成）		1
	英語コミュニケーションⅡ		2		色彩論		2
	小 計	4	15		ポートフォリオ制作		1
専門教育科目	芸術文化と表現（絵画）		1		グラフィックⅠ		1
	生活文化と造形Ⅰ（陶芸）		1		グラフィックⅡ		1
	生活文化と造形Ⅱ（染織）		1		広告デザインⅠ		1
	芸術表現入門	2			広告デザインⅡ		1
	社会人基礎		2		広告デザインⅢ		1
	キャリアデザイン		2		映像制作		1
	キャリア実践演習		1		画像編集		1
	ビジネス文書		2		DTP各論		2
	ビジネスコミュニケーション		1		DTP演習		1
	情報処理	2			Web デザイン入門		1
	情報処理演習Ⅰ		1		Web デザインⅠ		1
	情報処理演習Ⅱ		1		Web デザインⅡ		1
	簿記基礎理論		2		服飾デザイン		1
	簿記演習		1		マンガ・イラストⅠ		1
	マーケティング		2		マンガ・イラストⅡ		1
	フィナンシャルプランニング		2		CGアニメーション		1
	インターンシップⅠ		2		ピアノⅠ		1

専門 教育 科目	ピアノⅡ		1	専門 教育 科目	合唱Ⅱ		1
	ピアノⅢ		1		合唱Ⅲ		1
	ピアノⅣ		1		合唱Ⅳ		1
	電子オルガンⅠ		1		音楽基礎理論		2
	電子オルガンⅡ		1		映像音楽論		2
	電子オルガンⅢ		1		デスクトップミュージック		1
	電子オルガンⅣ		1		メディアアート演習		2
	吹奏楽Ⅰ		1		特別演習	1	
	吹奏楽Ⅱ		1		卒業研究	4	
	吹奏楽Ⅲ		1				
	吹奏楽Ⅳ		1		小 計	9	77
	合唱Ⅰ		1		合 計	13	92

保育学科

区分	授 業 科 目	単位数		区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択			必修	選択
教養 教育 科目	日本国憲法		2	専門 教育 科目	表現の指導法（音楽Ⅱ）		1
	情報処理	2			表現の指導法（造形Ⅰ）	1	
	文書表現基礎	2			表現の指導法（造形Ⅱ）		1
	進路研究		2		表現の指導法（造形Ⅲ）		1
	英語コミュニケーション	2			表現の指導法（造形Ⅳ）		1
	体育（講義）	1			保育方法論		2
	体育（実技）	1			保育リトミックⅠ		1
	小 計	8	4		保育リトミックⅡ		1
専門 教育 科目	保育者入門セミナーⅠ	1			乳児保育Ⅰ		2
	保育者入門セミナーⅡ	1			乳児保育Ⅱ		1
	保育原理		2		特別支援の保育・教育概論		2
	教育原理Ⅰ	1			社会的養護Ⅱ		1
	教育原理Ⅱ	1			幼児理解と教育相談		2
	子ども家庭福祉		2		保育内容の理解と方法・健康		1
	社会福祉	2			保育内容の理解と方法・人間関係		1
	子育て支援		1		保育内容の理解と方法・環境		1
	社会的養護Ⅰ		2		保育内容の理解と方法・表現Ⅰ	1	
	保育者論	2			保育内容の理解と方法・表現Ⅱ		1
	保育・教育の心理学		2		保育内容の理解と方法・音楽Ⅰ	1	

子ども家庭支援の心理学		2	保育内容の理解と方法・音楽Ⅱ		1
子どもの理解と援助		1	保育内容の理解と方法・造形Ⅰ	1	
子どもの保健		2	保育内容の理解と方法・造形Ⅱ		1
子どもの健康と安全		1	保育内容の理解と方法・言葉	1	
子どもの食と栄養		2	音楽基礎	1	
子ども家庭支援論		2	保育ピアノⅠ		1
保育内容総論		1	保育ピアノⅡ		1
教育課程論・保育の計画と評価	2		保育ピアノⅢ		1
健康の指導法	1		保育ピアノⅣ		1
人間関係の指導法	1		子ども総合研究Ⅰ	2	
環境の指導法	1		子ども総合研究Ⅱ		2
言葉の指導法	1		保育実習指導Ⅰ		2
表現の指導法（音楽Ⅰ）	1		保育実習Ⅰ		4
保育実習指導Ⅱ		1	教育実習		4
保育実習Ⅱ		2	保育・教職実践演習（幼稚園）		2
保育実習指導Ⅲ		1			
保育実習Ⅲ		2	小 計	2 3	6 7
教育実習指導		1	合 計	3 1	7 1

備考

1 教職免許に関する専門教育科目

幼稚園教諭二種免許状の資格の取得は、「履修方法に関する規程」に定める必要な授業科目について、所定の単位を取得すること。

2 保育士資格に関する専門教育科目

保育士資格の取得を希望する者は、「履修方法に関する規程」に定める必要な授業科目について、所定の単位を取得すること。

別表2（第44条関係）

学 科	授業料	入学金
芸術表現学科	620,000 円	250,000 円
保育学科	620,000 円	250,000 円

学 科	入学検定料		
	一 般	共通テスト併用	一般・共通テスト併用 同時受検
芸術表現学科	25,000 円	15,000 円	30,000 円
保育学科	25,000 円	15,000 円	30,000 円

学 科	入学検定料	
	山口学芸大学併願受験 (一般)	山口学芸大学併願受験 (共通テスト併用)
芸術表現学科	5,000 円	5,000 円
保育学科	5,000 円	5,000 円

別表3 (第45条関係)

学 科	施設費	教育充実費
芸術表現学科	233,000 円	90,000 円
保育学科	233,000 円	90,000 円

別表4 (第57条関係)

専攻科 デザイン専攻

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
グローバル特論		10
Global English		2
地域課題解決研究Ⅰ (PBL)		2
地域課題解決研究Ⅱ (PBL)		2
リーダーシップ論		2
デザイン表現Ⅰ		2
デザイン表現Ⅱ		2
デザイン研究Ⅰ		2
デザイン研究Ⅱ		2
Web デザイン特論		2
プロダクトデザイン特論		2
映像音楽研究		2
メディアアート研究		2
修了研究	4	
合 計	4	34

備考

- 1 「グローバル特論」は短期海外留学(6ヶ月)とし、留学先は海外の学術交流協定の提携校とする。

別表5（第60条関係）

専攻	デザイン専攻
入学検定料	25,000 円
入学金	250,000 円
授業料	400,000 円
施設費	170,000 円
教育充実費	60,000 円